

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：37件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	発電機密封油処理系密封油差圧スイッチの点検時、接点動作値付近でチャタリングが認められたため、当該圧カスイッチを交換	D	
2	1号機	低圧給水加熱器（3A）ドレン水位調節弁他の点検前データ採取時、駆動部ベンチセットカバーの止金部に破損が認められたため、当該止金部を修理	D	
3	1号機	プロセス放射線モニタ系排ガスサンプリングラックの点検時、操作器収納扉の蝶番に破損が認められたため、当該蝶番を交換	D	
4	1号機	タービン補機冷却系ポンプ制御電源装置の点検中、電源スイッチOFF操作時、「タービン補機冷却ポンプヘッド圧力低」警報が発生し、タービン補機冷却ポンプ（C）の自動起動が認められたため、対応検討	C	
5	1号機	湿分分離器（B）の浸透探傷検査時、胴側溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修溶接	D	
6	1号機	湿分分離器（C）の浸透探傷検査時、胴側溶接部に指示模様が認められたため、当該部を補修溶接	D	
7	1号機	主蒸気ドレンポット水位スイッチ（10D）の点検時、端子台蓋のパッキンに破損が認められたため、当該パッキンを交換	D	
8	1号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器出口サンプル積算流量計（フィルタ下流側）の点検時、瞬時流量モニタに表示不良が認められたため、当該モニタを交換	D	
9	1号機	主蒸気ドレンポット水位スイッチ（10A）の点検時、フランジ部スタッドボルト及びナットにカジリが認められたため、当該ボルト及びナットを交換	D	
10	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ軸受排油温度計等（12台）の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該温度計を修理	D	
11	1号機	復水器ホットウェル水位調整弁の点検時、プラグ・ステム及びシートリングに浸食が認められたため、当該弁を修理	D	
12	1号機	制御棒駆動機構（055）の分解点検時、ガイドキャップ部のボルト（3本中1本）に折損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
13	2号機	トラス室サンプポンプ（A）吸込側逆止弁の点検時、フランジパッキンの劣化が認められたため、当該弁（パッキン一体）を交換	D	
14	3号機	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽（A・B）レベル計において、指示不良（異常変動）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
15	4号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿冷却用冷凍設備のグリコールタンク点検時、タンク内配管に腐食が認められたため、当該配管を修理	D	
16	4号機	常用冷却系冷凍機海水出口圧力制御弁の点検時、弁駆動部プッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	残留熱除去系配管差圧指示スイッチ（破断検出用）の点検時、接点動作チャタリング等が認められたため、当該計器を修理	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電機（4A）潤滑油加熱器出口棒状温度計の点検時、アルコール切れによる指示不良が認められたため、当該温度計を交換	D	
19	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）封水出口温度指示スイッチの点検時、電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
20	4号機	常用冷却系冷凍機凝縮器（B）圧力指示制御器の点検時、出力用小型圧力計に動作不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を交換	D	
21	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ廻り計器の点検時、封水入口温度計等（13台）の電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
22	4号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（B）ドレントラップの点検時、上流側内面配管との取り付け部にバリが認められたため、当該部を修理	D	
23	4号機	プラント停止後のタービン設備（弁関係）パトロール時、低圧復水ポンプ（A）出口弁他（31台）にグランドリーク跡等の不適合が認められたため、対応検討	D	
24	4号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（A-B）循環弁駆動部の点検時、制御空気電磁弁の排気ポートよりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
25	4号機	タービン建屋機器ドレンサンプ（A-B）循環弁駆動部の点検時、駆動部排気ポート孔及び制御空気電磁弁の排気ポートよりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
26	4号機	気体廃棄物処理系排ガス復水器真空ポンプ排ガス連絡弁の点検時、デクラッチレバーの切替操作不能が認められたため、当該レバーを修理	D	
27	4号機	空気抽出器第2段空気出口電動弁の開操作時、開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	4号機	復水器冷却管の探傷検査時、冷却管3本に閉止栓施工基準超えが認められたため、当該冷却管に閉止栓を打設	D	
29	5号機	原子炉建屋床ドレンサンプポンプピット（B）の点検時、底部溶接部に腐食（5箇所）等が認められたため、当該部を補修溶接	D	
30	5号機	所内ボイラ（B）起動時、点火バーナの詰まりが認められたため、当該バーナを点検・修理	D	
31	5号機	復水金属採取ラックの復水脱塩装置出口側及び入口側のフィルタホルダバイパス配管において、ドレン側及びシンク側共に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
32	6号機	放射性廃棄物処理系フィルタスラッジ貯蔵タンク（A）において、レベルの低下傾向が認められたため、調査及び対応検討	C	
33	6号機	補助海水系硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、モータ接続部カバー下部より油のじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
34	集中環境施設	高温焼却設備排ガスフィルタ（A）出口弁の点検時、フランジボルト（4箇所中2箇所）に焼付きが認められたため、当該ボルトを交換	D	
35	集中環境施設	高温焼却設備一次排ガス予冷器排ガス入口伸縮継手の点検時、ひび割れ（約120ミリ）が認められたため、当該継手を修理及び対応検討	C	
36	集中環境施設	補助ボイラ（A）排ガス分析計において、「検出部信号エラー（NOX）」警報の発生が認められたため、当該分析計を点検・修理	D	
37	その他	新型制御棒駆動時間測定装置の点検・校正時、旧型用の専用ケーブルを誤って使用していたことから抵抗素子を損傷させたため、当該抵抗素子を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで